

自己資本比率規制(第3の柱)による開示

自己資本比率規制(バーゼルⅢ(国内基準))による開示は、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(金融庁告示8号)」および「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」で定めのある第3の柱における、「標準的手法」、「国内基準」に基づき開示しております。

最低所要自己資本比率

第1の柱

第1の柱では最低所要自己資本比率を定めており、自己資本比率を算定するにあたり、分母となるリスクの計測をより精緻化するという点が最も大きな特徴です。また、この分母には、オペレーショナル・リスク(オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額)が含まれております。

$$\frac{\text{自己資本の額(コア資本に係る基礎項目-コア資本に係る調整項目)}}{\text{信用リスク・アセットの合計額+オペレーショナル・リスク}} \geq 4\%$$

金融機関の自己管理と監督上の検証

第2の柱

銀行勘定の金利リスクや信用集中リスクなど第1の柱の対象となっていないリスクも含め、金融機関自らがリスクを適切に管理し、リスクに見合う適正な自己資本を維持するという「自己管理型」のリスク管理と自己資本の充実の取組みを期待すること、また、監督当局は、各金融機関が自発的に創意工夫したリスク管理の方法について検証・評価を行い、必要に応じて適切な監督上の措置を講ずることなどが求められております。

市場規律

第3の柱

開示の充実を通じて市場規律の実効性を高めることとされ、自己資本比率とその内訳、各リスクのリスク量とその計測手法等について以下の情報開示が求められております。

①自己資本の構成に関する開示 ②定性的な開示 ③定量的な開示

① 自己資本の構成に関する開示事項

- 自己資本の構成に関する開示事項 21

② 定性的な開示事項

- 自己資本調達手段の概要 22
- 自己資本の充実度に関する評価方法の概要 22
- 信用リスクに関するリスク管理の方針および
手続の概要(リスク・ウェイトのみなし計算が
適用されるエクスポージャーおよび証券化
エクスポージャーを除く) 23
- 信用リスク削減手法に関するリスク管理の
方針および手続の概要 29
- 派生商品取引および長期決済期間取引の取
引相手のリスクに関するリスク管理の方針
および手続の概要 29
- 証券化エクスポージャーに関するリスク管理
の方針および手続の概要 29

- オペレーショナル・リスクに関するリスク管理
の方針および手続の概要 30
- 出資等又は株式等エクスポージャーに関する
リスク管理の方針および手続の概要 30
- 金利リスクに関するリスク管理の方針および
手続の概要 31

③ 定量的な開示事項

- 自己資本の充実度に関する事項 22
- 信用リスクに関する事項 23
- 信用リスク削減手法に関する事項 29
- 出資等又は株式等エクスポージャーに関する
事項 30
- リスク・ウェイトのみなし計算が適用される
エクスポージャーに関する事項 30
- 金利リスクに関する事項 31

自己資本比率規制(自己資本の構成)による開示

自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円、%)

項 目	令和6年3月期	令和7年3月期
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	12,233	12,311
うち、出資金及び資本剰余金の額	364	365
うち、利益剰余金の額	11,883	11,961
うち、外部流出予定額(△)	14	14
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	219	237
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	219	237
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	12,453	12,549
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	14	11
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	14	11
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	401	436
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	416	447
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	12,036	12,101
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	69,949	66,102
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	3,963	3,402
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	73,913	69,504
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	16.28	17.41

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

用語解説

- **リスク・アセット** …… リスクを有する資産(貸出金や有価証券など)をリスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額です。
- **自己資本比率** …… 自己資本の額÷リスク・アセット等の額の合計額。

自己資本比率規制(第3の柱)による開示

1.自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、地域のお客さまからお預かりしている普通出資金および利益剰余金等により構成されております。

2.自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫はこれまで、特別積立金への積上げによる内部留保に努めており、その結果自己資本の充実度は高く、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策についても、毎期策定する事業計画に基づいた業務推進を通じて得られる利益による自己資本の積上げを基本的な方針としております。

自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

項 目	令和6年3月期		令和7年3月期	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセットの合計額	69,949	2,797	66,102	2,644
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	69,949	2,797	66,102	2,644
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	280	11	280	11
我が国の政府関係機関向け	421	16	421	16
地方三公社向け	20	0	20	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	4,160	166	4,062	162
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け	48,530	1,941	18,494	739
中小企業等向け及び個人向け	6,993	279	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	1,951	78
トランザクター向け	—	—	101	4
抵当権付住宅ローン	1,515	60	—	—
不動産取得等事業向け	5	0	—	—
不動産関連向け	—	—	33,341	1,333
自己居住用不動産等向け	—	—	3,519	140
賃貸用不動産向け	—	—	25,941	1,037
事業用不動産関連向け	—	—	3,859	154
その他不動産関連向け	—	—	21	0
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—
三月以上延滞等	3	0	—	—
延滞等向け	—	—	986	39
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	102	4
取立未済手形	7	0	4	0
信用保証協会等による保証付	677	27	630	25
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	4	0	—	—
出資等のエクスポージャー	4	0	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
株式等	—	—	1,475	59
上記以外	6,521	260	3,457	138
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他	—	—	—	—
外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	751	30	751	30
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に	—	—	—	—
算入されなかった部分に係るエクスポージャー	734	29	734	29
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	167	6	206	8
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係る	—	—	—	—
その他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC	—	—	—	—
関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	348	13	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC	—	—	—	—
関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC	—	—	—	—
関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	1,204	48
上記以外のエクスポージャー	4,518	180	560	22
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
短期STC要件適用分	—	—	—	—
不良債権証券化適用分	—	—	—	—
STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	809	32	873	34
ルック・スルー方式	809	32	873	34
マニフェスト方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1,250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置により	—	—	—	—
リスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額をハバースセントで除して得た額(簡便法)	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハバースセントで除して得た額	3,963	158	3,402	136
BI	—	—	2,268	—
BIC	—	—	272	—
ハ.単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)	73,913	2,956	69,504	2,780

(注)1.所要自己資本額=リスク・アセット等×4%

2.「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等のことです。

3.「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「我が国の中央政府及び中央銀行向け」「法人等向け」「国際決済銀行等向け」を除くにおいてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4.「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

5.当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。(令和6年3月期計数)

6.当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

7.当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。(令和7年3月期計数)

8.単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額×4%

用語解説

- 所要自己資本 …… 各々のリスク・アセット×4%(自己資本比率規制における国内基準)
- エクスポージャー …… リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には貸出金などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。
- 抵当権付住宅ローン …… 自己資本比率規制においては、住宅ローンの中で代表的なものとして、抵当権が第一順位かつ担保評価が十分満たされているものを指しています。(代表的な解釈は)不動産の取得又は運用を目的とした事業者。
- オペレーショナル・リスク …… 金庫の業務上において不適切な処理など生じる事象により損失を受けるリスクのことを指しています。具体的には不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムの誤作動等によって生じるシステム・リスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスク、その他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人的リスクなどが含まれます。

自己資本比率規制(第3の柱)による開示

3.信用リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く)

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少あるいは消滅し、損失を受けるリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要リスクであるとの認識のもと、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「貸出事務取扱規程」、「信用リスク管理要領」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すなど、信用リスク管理を徹底しております。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクを抑制するための大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

また、当金庫では、信用リスクを計測するため、与信額や予想デフォルト率のデータを整備し、VaRモデルを用いて信用リスク量を計測して信用リスク管理に活用しています。

個別案件の審査・与信管理にあたっては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としております。

一連の信用リスク管理の状況については、ALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて常務会、理事会といった経営陣に報告する態勢を構築しております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準に関する規程」および「償却・引当基準に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。個別貸倒引当金のうち破綻懸念先については、担保処分可能見込額を除いた未保全額に対して貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、実質破綻先および破綻先については、債権額から担保処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引当しております。なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用した適格格付機関は次のとおりです。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ①国内発行体：●株式会社格付投資情報センター(R&I) ●株式会社日本格付研究所(JCR)
②海外発行体：●ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's) ●S&Pグローバル・レーティング(S&P)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

《地域別・業種別》

(単位: 百万円)

エクスポージャー 地域区分 業種区分		信用リスクエクスポージャー期末残高						三月以上 延滞エクス ポージャー	延滞エクス ポージャー
		貸出金、コミットメントおよびその他の デリバティブ以外のオフ・バランス取引				債 券			
		令和6年3月期	令和7年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期		
国	内	138,198	140,938	95,332	96,123	42,865	44,814	131	3,232
国	外	5,664	6,223	－	－	5,664	6,223	－	－
地 域	別 合 計	143,862	147,161	95,332	96,123	48,530	51,038	131	3,232
製 造	業	5,841	5,918	5,308	5,215	532	702	－	490
農 業	、 林 業	4,117	4,107	4,117	4,107	－	－	8	57
漁	業	107	111	107	111	－	－	－	－
鉱 業、採石業、砂利採取業		390	376	390	376	－	－	－	224
建 設	業	7,986	8,475	7,332	7,674	653	801	－	478
電気・ガス・熱供給・水道業		3,257	3,767	697	683	2,559	3,083	－	16
情 報 通 信	業	177	167	78	67	98	100	－	－
運 輸 業	、 郵 便 業	1,808	1,925	580	547	1,228	1,377	－	62
卸 売 業	、 小 売 業	4,995	4,986	4,525	4,384	469	601	20	699
金 融 業	、 保 険 業	8,631	9,276	1,304	1,247	7,327	8,029	－	－
不 動 産	業	38,107	38,817	37,815	38,517	292	300	－	107
物 品 賃 貸	業	2,441	2,340	2,441	2,340	－	－	77	76
学術研究、専門・技術サービス業		593	897	593	897	－	－	－	2
宿 泊	業	282	256	282	256	－	－	－	60
飲 食	業	615	685	615	685	－	－	4	82
生活関連サービス業、娯楽業		995	1,067	995	1,067	－	－	4	141
教 育	、 学 習 支 援 業	320	298	320	298	－	－	－	－
医 療	、 福 祉	1,467	1,379	1,467	1,379	－	－	－	320
そ の 他 の サ ー ビ ス		1,740	1,819	1,740	1,819	－	－	－	44
国 ・ 地 方 公 共 団 体 等		45,027	45,381	9,659	9,340	35,367	36,040	－	－
個 人		14,957	15,104	14,957	15,104	－	－	16	367
業 種 別 合 計		143,862	147,161	95,332	96,123	48,530	51,038	131	3,232

(注) 1. 貸出金には、未収利息、貸出金に準じる仮払金を含んでおります。

2. コミットメントとは、顧客からの融資実行の申出を受けた場合に、契約上規程された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する当座貸越契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高です。

3. オフ・バランス取引には、債務保証および代理業務貸付を含んでおります。

4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

5. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
6. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
7. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

自己資本比率規制(第3の柱)による開示

〈有価証券の種類別の残存期間別の残高〉

令和7年3月期

(単位:百万円)

項 目	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
有 価 証 券	239	896	3,932	2,302	6,805	36,896	1,804	52,876
国 債	—	—	—	—	98	9,025	—	9,124
地 方 債	—	489	2,205	1,401	2,807	10,829	—	17,732
公 社 公 団 債	39	56	1,627	301	1,800	5,291	—	9,116
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 社 債	199	100	—	400	1,499	5,649	—	7,848
外 国 証 券	—	200	100	100	600	6,100	800	7,900
株 式	—	—	—	—	—	—	3	3
投 資 信 託	—	—	—	100	—	—	994	1,094
そ の 他 の 証 券	—	48	—	—	—	—	6	55

(注)各項目は、未収利息を含んでおりません。

令和6年3月期

(単位:百万円)

項 目	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
有 価 証 券	2,258	494	3,504	1,909	7,308	37,348	1,217	54,040
国 債	1,000	—	—	—	—	9,020	—	10,021
地 方 債	1,200	—	2,206	100	4,109	10,990	—	18,606
公 社 公 団 債	57	58	657	1,309	1,800	5,290	—	9,174
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 社 債	—	200	—	100	1,099	5,646	—	7,046
外 国 証 券	—	201	100	100	300	6,400	800	7,901
株 式	—	—	—	—	—	—	3	3
投 資 信 託	—	—	500	300	—	—	408	1,208
そ の 他 の 証 券	—	33	40	—	—	—	5	79

(注)各項目は、未収利息を含んでおりません。

□.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

39ページ「貸倒引当金内訳」をご参照ください。

自己資本比率規制(第3の柱)による開示

ハ. 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増減額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和6年 3月期	令和7年 3月期	令和6年 3月期	令和7年 3月期	令和6年 3月期	令和7年 3月期	令和6年 3月期	令和7年 3月期	令和6年 3月期	令和7年 3月期	令和6年 3月期	令和7年 3月期
製 造 業	238	231	231	226	—	—	238	231	231	226	—	—
農 業、林 業	89	25	25	8	12	4	76	20	25	8	—	—
漁 業	14	—	—	—	—	—	14	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	97	97	77	—	—	—	97	97	77	—	—
建 設 業	72	59	59	56	—	—	72	59	59	56	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	11	10	10	9	—	—	11	10	10	9	—	—
情 報 通 信 業	0	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業	89	83	83	79	3	3	85	80	83	79	—	—
金 融 業、保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	—	0	0	44	—	—	—	0	0	44	—	—
物 品 賃 貸 業	61	76	76	76	—	—	61	76	76	76	—	—
学術研究、専門、技術サービス業	0	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—
宿 泊 業	16	—	—	—	—	—	16	—	—	—	—	—
飲 食 業	5	3	3	4	—	—	5	3	3	4	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	0	4	4	—	—	4	0	—	4	—	—	—
教 育、学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	103	67	67	86	13	—	89	67	67	86	—	—
そ の 他 サ ー ビ ス 業	45	—	—	1	—	—	45	—	—	1	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	180	143	143	144	148	—	32	143	143	144	—	—
合 計	929	805	805	816	179	13	750	792	805	816	—	—

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円、%)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	令和7年3月期					
現金	1,320	－	1,320	－	－	0.00
我が国の中央政府及び中央銀行向け	24,713	82	24,713	82	－	0.00
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	27,123	－	27,123	－	－	0.00
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	2,857	－	2,857	－	280	9.80
我が国の政府関係機関向け	6,075	－	6,075	－	421	6.93
地方三公社向け	100	－	100	－	20	20.00
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	16,164	－	16,164	－	4,062	25.13
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	－	－	－
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	26,718	1,447	24,769	157	18,494	74.19
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	5,222	4,140	4,614	302	1,951	39.68
トランザクター向け	－	3,651	－	268	101	37.72
不動産関連向け	47,526	－	47,404	－	33,341	70.33
自己居住用不動産等向け	8,706	－	8,658	－	3,519	40.65
賃貸用不動産向け	35,064	－	34,994	－	25,941	74.13
事業用不動産関連向け	3,719	－	3,714	－	3,859	103.90
その他不動産関連向け	36	－	36	－	21	60.00
ADC向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	938	41	821	2	986	119.69
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	157	－	157	－	102	65.33
取立未済手形	21	－	21	－	4	20.00
信用保証協会等による保証付	6,308	0	6,308	0	630	10.00
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	590	－	590	－	1,475	250.00
合計					61,771	

(注) 1. 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年3月期については記載していません。

2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

用語 解説

- リスク・ウェイト …… 債権の危険度を表す指標。自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用いています。
- 適 格 格 付 機 関 …… 自己資本比率規制において、金融機関がリスクを算出するにあたって、用いることができる格付を付与する格付機関のことを指しています。金融庁長官は適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めています。

自己資本比率規制(第3の柱)による開示

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びに
リスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位: 百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0.00%	10.00%	15.00%	20.00%	25.00%	30.00%	31.25%	35.00%	37.50%	40.00%	43.75%	45.00%	50.00%	56.25%	60.00%	62.50%
	令和7年3月期															
現金	1,320	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	24,796	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び 中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	27,123	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	2,857	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	6,075	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品 取引業者及び保険会社向け	-	-	-	12,143	-	2,511	-	-	-	-	-	-	1,508	-	-	-
第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権 向けを含む)	-	99	-	2,459	-	-	-	-	-	5	-	-	5,008	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び 個人向け	-	0	-	3,831	-	-	-	-	-	-	-	2,869	11	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	781	-	-	-	-	-	-	-	2,869	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	3,978	115	918	-	395	-	415	-	5,593	1,301	-	8,596	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	3,978	115	331	-	-	-	415	-	-	1,301	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	586	-	395	-	-	-	5,593	-	-	8,560	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	36	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性 証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不 動産等向けを除く。)	-	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	124	-	-	-
自己居住用不動産等向けエ クスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	-	6,308	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支 援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	53,240	15,341	-	22,540	115	3,429	-	395	-	421	-	8,463	7,954	-	8,596	-

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年3月期については記載しておりません。

自己資本比率規制(第3の柱)による開示

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70.00%	75.00%	80.00%	85.00%	90.00%	93.75%	100.00%	105.00%	110.00%	112.50%	130.00%	150.00%	250.00%	400.00%	その他	合計
	令和7年3月期															
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,320
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24,796
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27,123
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,857
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,075
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16,164
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	15,230	-	-	5,362	-	-	-	-	-	-	-	-	28,165
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	2,564	-	-	-	-	86	-	-	-	-	-	-	-	-	9,363
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,651
不動産関連向け	2,902	9,709	-	-	452	-	-	10,220	2,926	-	-	-	-	-	-	47,526
自己居住用不動産等向け	2,562	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,706
賃貸用不動産向け	-	9,708	-	-	-	-	-	10,220	-	-	-	-	-	-	-	35,064
事業用不動産関連向け	340	-	-	-	452	-	-	-	2,926	-	-	-	-	-	-	3,719
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	36
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	172	-	-	-	-	677	-	-	-	980
自己居住用不動産等向けエクスポートに係る延滞	-	-	-	-	-	-	157	-	-	-	-	-	-	-	-	157
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21
信用保証協会等による保証付	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,308
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	590	-	-	590
合計	2,902	12,273	-	15,230	452	-	5,778	10,220	2,926	-	-	677	590	-	-	171,552

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年3月期については記載しておりません。

自己資本比率規制(第3の柱)による開示

ヘ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位: 百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額	
	令和6年3月期	
	格付け適用有り	格付け適用無し
0%	—	53,795
10%	—	15,767
20%	3,273	26,027
35%	—	4,265
50%	4,191	84
75%	—	8,756
100%	—	53,835
150%	—	232
250%	—	375
1,250%	—	—
合 計	7,464	163,140

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位: 百万円、%)

令和7年3月期				
告示で定める リスク・ウェイト区分	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の 合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	94,224	940	18.000	94,325
40%～70%	25,471	2,872	10.000	25,639
75%	11,891	383	12.000	11,306
80%	—	—	—	—
85%	14,231	1,004	14.000	12,420
90%～100%	5,674	481	10.000	5,661
105%～130%	13,147	—	—	13,134
150%	608	29	10.000	510
250%	590	—	—	590
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	165,840	5,711	12.000	163,588

- (注) 1. 最終化されたバーゼルIIIの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年3月期については記載しておりません。
 2. 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後および信用リスク削減手法の効果を実施する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

自己資本比率規制(第3の柱)による開示

4.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の採上げに際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の採上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、金庫が定める「貸出事務取扱規程」および「担保評価規程」等により、適切な事務の取扱いおよび適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証取引に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、金庫が定める「貸出事務取扱規程」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続を省略して払戻充当いたします。

なお、自己資本比率規制で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、保証として一般社団法人しんきん保証基金、その他未担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、一般社団法人しんきん保証基金は法人等向けエクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付により判定をしております。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位: 百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証	
		令和6年3月期	令和7年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		756	1,967	14,566	14,990

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

5.派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

該当するものではありません。

6.証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

当金庫における証券化取引は投資業務(投資家)があります。投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価および適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてALM委員会、常務会に諮り、適切なリスク管理に努めております。

また、証券化商品への投資は、有価証券に係る運用方針の中で定める運用枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用規程」に基づき、運用対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

信用リスク・アセットの額の算出については、標準的手法を採用しております。なお、当該取引に係る会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

23ページ記載の適格格付機関をご参照ください。

投資業務(投資家)の場合

(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

イ.保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳

該当するものではありません。

ロ.保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額等

該当するものではありません。

ハ.保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

該当するものではありません。

自己資本比率規制(第3の柱)による開示

7.オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「内部統制基本方針」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、リスクの顕現化の未然防止および発生時の影響度の極小化に努めております。

特に、事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、厳正な各種事務取扱要領の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制態勢としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めております。

システムリスクについては、「システムリスク管理要領」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査、さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情等に対する適切な処理、個人情報および情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点から重要視した管理態勢の整備に努めております。

なお、オペレーショナル・リスク相当額の算定は、事業規模要素(BIC)に内部損失乗数(ILM)を乗じた額を基にリスク量を算出する標準的計測手法を採用しております。

現状、オペレーショナル・リスクに関連するリスクの状況については、必要に応じて常務会、理事会といった経営陣に対する報告態勢を整備しております。

8.出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

当金庫の銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーにあたるものとしては、上場株式、非上場株式、株式関連投資信託、信金中央金庫出資金、投資事業有限責任組合への出資金などが該当します。

このうち、上場株式、株式関連投資信託のリスクの認識については、時価評価および上場株式時価 $\times$ Δ 20% $\times$ β 値(個別銘柄の感応度を示す指標)によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会や常務会に諮り投資継続の是非を協議するなど適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は「資金運用規程」、「有価証券運用計画」のなかで定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置づけており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。また、その取引については、事務部門(バックオフィス)が外部証券との照合により内容を確認するなど、投資執行部門(フロントオフィス)に対して牽制が働く体制としております。

なお、当該取引にかかる会計処理については日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

イ.貸借対照表計上額および時価等

(単位:百万円)

区 分	令和6年3月期		令和7年3月期	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	—	—	572	572
非 上 場 株 式 等	738	—	738	—
合 計	738	—	1,311	572

(注)投資信託等の裏付け資産のうち出資等又は株式等エクスポージャーに該当するものは、一括して上場株式等に含めております。

ロ.出資等又は株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

区 分	令和6年3月期	令和7年3月期
売 却 益	22	39
売 却 損	—	6
償 却	—	—

(注)1.損益計算書における損益の額を記載しております。

2.売却損益には投資の目的で出資した投資事業組合分の損益は含まれておりません。

ハ.貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

区 分	令和6年3月期	令和7年3月期
評 価 損 益	—	Δ 13

ニ.貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

該当するものはありません。

9.リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

区 分	令和6年3月期	令和7年3月期
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	2,013	1,315
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー	—	—

自己資本比率規制(第3の柱)による開示

10. 金利リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

「リスク管理の方針および手続の概要」

1. リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

リスク管理および計測の対象となる金利リスクは、銀行勘定全体の金融資産・負債の経済価値変動、保有有価証券の時価変動並びに銀行勘定全体の資産利益の変動としたうえで管理を行っております。

対象範囲は、「金融商品に関する会計基準」で定義される「金融資産」および「金融負債」並びにそれらに係る経過勘定としております。

2. リスク管理およびリスク削減の方針に関する説明

当金庫は自己資本に対する銀行勘定の金利リスク量(以下、「IRRBB」という。)の比率を算出・管理することで健全性の確保に努めております。

3. 金利リスク計測の頻度

当金庫は3月・6月・9月・12月を基準として、四半期毎にIRRBBを計測しております。

4. ヘッジ等金利リスクの削減手法(ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む。)に関する説明

当金庫は削減手法を採用しておりません。

「金利リスクの算定手法の概要」

1. 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEおよびΔNIIに関する以下の事項

①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.125年としております。

②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は4.5年としております。

③流動性預金への満期割り当て方法(コア預金モデル等)およびその前提

流動性預金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

④固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済および定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

⑤複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正值のみ合算し、通貨間の相関は考慮しておりません。

⑥スプレッドに関する前提

(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等)採用しておりません。

⑦内部モデルの使用等、ΔEVEおよびΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

⑧前事業年度末の開示からの変動に関する説明

ΔEVE(最大値)については、計測対象となる資金運用勘定の減少によってリスク量が減少しております。

ΔNIIについては、計測対象となる算出基準日から12か月経過する時点での資金運用勘定が減少することによってリスク量が減少しております。

⑨計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

当期の重要性テスト結果は、監督上の基準値である20%を超えておりますが、次項に掲げるとおり適正に管理されており問題ありません。

2. 金庫が自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEおよびΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

①金利ショックに関する説明

統合的リスク管理においてはVaRにてリスク量を計測し、定期的に常務会・理事会へ報告しております。

②金利リスク計測の前提およびその意味

(特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEおよびΔNIIと大きく異なる点)

内部管理上、金利リスクをVaRで計測しており、信用リスクやその他のリスクと共に、自己資本に照らして適正な水準に収まるよう管理しております。

金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項 番		ΔEVE		ΔNII	
		令和6年3月期	令和7年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期
1	上方パラレルシフト	6,178	5,343	—	—
2	下方パラレルシフト	—	—	214	204
3	ス テ ィ ー プ 化	5,517	4,689		
4	フ ラ ッ ト 化				
5	短 期 金 利 上 昇				
6	短 期 金 利 低 下				
7	最 大 値	6,178	5,343	214	204
8	自 己 資 本 の 額	令和6年3月期		令和7年3月期	
		12,036		12,101	

用語解説

- ΔEVE …… 金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるもの。
- ΔNII …… 金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるもの。